

郡山市更生園再整備事業アドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が発注する「郡山市更生園再整備事業アドバイザー業務委託」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

第1 公募型プロポーザルに付する事項

1 業務名

郡山市更生園再整備事業アドバイザー業務委託

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 提案上限価格

提案の上限価格は、23,715,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、本業務は、2年間にわたる複数年契約であり、提案上限価格の内訳については、次のとおりである。

年度	上限価格
令和6年度	12,418,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度	11,297,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※上限価格(各年度の上限価格)を超えた提案は失格とする。

5 支払の請求時期

本業務は、2年間にわたる複数年契約であるため、支払の請求時期は、次のとおりとする。

年度	支払請求期限
令和6年度	令和7年3月31日
令和7年度	令和8年3月31日

6 事務担当

郡山市保健福祉部障がい福祉課（担当：高橋）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2381

電子メール shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

第2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「提案参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしている企業又は共同企業体とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

1 単独企業に関する要件

(1) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業（以下「PFI」という。）に関するPFIアドバイザー業務に関連する業務又はその他本業務に類似する業務を完了した実績があること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

イ 参加申込時において、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）（以下、これらを「指名停止要綱」という。）のいずれかに基づく指名停止期間中の者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者

ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる企業

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと

2 共同企業体の要件

(1) 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること

(2) 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする

(3) 前項第1号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること

(4) 前項第2号の要件については、共同企業体のすべての構成企業が満たしていること

第3 参加等に対する制限

利益相反の観点から、本業務の受託者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、本業務の対象となる施設等の整備等の事業者の選定に応募又は参画すること及び応募又は参画しようとする民間事業者のアドバイザーとなることができないものとする。また、本業務の受託者と、資本・人事面において関連があると認められる者も同様とする。

第4 実施スケジュール

項目	日程
公告	令和6年6月19日（水）
質問受付期限	令和6年6月28日（金）まで
質問への回答	令和6年7月2日（火）まで
参加意思表明書提出期限	令和6年7月10日（水）まで
企画提案書提出期限	令和6年7月22日（月）まで
関係資料の閲覧期間	令和6年7月22日（月）まで
企画提案審査会	令和6年7月下旬を予定
契約候補者の決定	令和6年7月下旬を予定

※期限については、記載されている日付の午後5時15分までとする。

第5 参加手続等

1 要領及び仕様書、所定様式の交付

(1) 公開期間

公告の日から令和6年7月22日（月）まで

(2) 公開場所

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送による配布は行わないものとする。

郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/109055.html>
ホーム>PPP 官民連携ポータル>PPP・PFI>PPP/PFI 関連事業情報（募集・選定等）

2 質問書の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年6月28日（金）午後5時15分（必着）

(2) 提出先

本要領第1第6項に記載のとおり

(3) 提出書類

質問書（様式5）

(4) 受付方法

電子メールのみ

(5) 回答日

令和6年7月2日（月）まで

(6) 回答方法

質問者に対して電子メールで回答

質問要旨及び回答内容は、郡山市ウェブサイトにも掲載（社名非公表）

3 参加意思表明書の提出

(1) 受付期間

公告の日から令和6年7月10日（水）まで

郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除いた午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)。

(2) 提出先

本要領第1第6項に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は電子メール

電子メールの場合は、容量が10MBを超える場合には、1件のメール容量が10MB以内になるように分割して送付すること。件名には、【参加意思表明書】と記載すること。また、電子メールの場合は、市から到達の確認メールを送信する（市の休日に受信した場合は、最も早い開庁日に確認メールを送信する）。市からの電子メールが確認出来ない場合は、第1「公募型プロポーザルに付する事項」第6項に記載の事務担当まで連絡すること。郵送及びファクシミリによる提出は受け付けない。

(4) 提出書類

	名称	部数	様式
ア	参加意思表明書	1部	様式1
イ	法人概要(パンフレット可)	1部	
ウ	履歴事項全部証明書の写し(最新の登録事項を確認できるもの)	1部	
エ	財務諸表の写し(直近2年分)	1部	
オ	共同企業体の結成に係る協定書の写し(共同企業体に限る)	1部	
カ	納税証明書又はその写し(提出日の3か月以内に発行されたもの)	1部	

4 企画提案書等の提出

提案参加者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

公告の日から令和6年7月22日（月）まで

「市の休日」を除いた午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)。

(2) 提出先

本要領第1第6項に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール不可）

郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限内の消印でなければ受け付けない。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5) 提出書類

提案参加者は、次に掲げる書類（全て正本1部及び副本10部）

※副本10部のうち、9部については、社名を記載しない等提案者が特定されない状態にして提出すること。

	項目	様式	部数
ア	企画提案書	様式2 任意様式	正本1部 副本10部
イ	業務実績表	様式3	
ウ	業務実施体制	様式4	
エ	業務スケジュール	任意様式	
オ	見積書	任意様式	
カ	有資格者の資格の写し		
キ	プレゼンテーション資料（プレゼンテーション時に、アからカを使用する場合は提出不要）	任意様式	

(6) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書には、別表に掲げる選定基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。

イ 企画提案書の記載内容は、専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

ウ 企画提案書は、A4判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、ファイル等に左とじにして提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横（折り込むようにすること。）も可とする。

エ 企画提案書はA4判で30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判横はA4判2ページ分の扱いとする。）

オ 企画提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。

カ 業務実績表は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に、類似す

- る業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。
- キ 業務実施体制は、本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。
- ク 業務スケジュールは、令和6年8月上旬に契約を締結し、8月中旬から業務を実施するものと想定し、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。なお、本業務は、2か年に渡ることから、各年度の業務スケジュール案を記載すること。
- ケ 見積書の経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。なお、本業務は、2か年に渡ることから、各年度の内訳についても、提出すること。
- コ プレゼンテーション時には、前項アからカの提出資料を加工せず使用すること。なお、当該資料以外をプレゼンテーションに使用する場合は、プレゼンテーション資料を提出すること。プレゼンテーション資料は、前項アからカに記載した事項や写真を使用すること。
- プレゼンテーション時には、プレゼンテーション資料を提出した場合にはプレゼンテーション資料を、提出していない場合は前項アからカを使用することとし、当該資料以外の資料を使用した場合は、失格とする。

5 関係資料の閲覧

郡山市更生園再整備事業アドバイザー業務仕様書別紙4に掲げる「提供資料一覧」を閲覧できるものとする（ただし、個人情報を除く。）。

資料の閲覧については、複数回の閲覧が可能であるが、閲覧には発注者の立会を要することとなるため、1回目の閲覧時間は、1者2時間以下とする。

なお、2回目からの閲覧については、申込をした場合でも閲覧日時は最大限申込者の意向に配慮した上で、発注者が指定する日時とし、閲覧時間は、30分以内とする。

(1) 閲覧期間

公告の日から令和6年7月22日（月）まで

「市の休日」を除いた午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)。

(2) 申込書

本要領第1第6項に記載のとおり

(3) 閲覧の申込方法

電話又は電子メール

※閲覧希望日の3日前までに連絡すること。

(4) 閲覧場所

閲覧場所及び日時については、受付後、調整の上、別途連絡する。

(5) その他

ア 1者2名以下で1者ごとに行う。

イ 資料の貸出は行わない。

ウ 閲覧資料の写真撮影（ただし、個人情報を除く。）は可能とする。

エ 「提供資料一覧」の中で、項目を代表する資料のみの閲覧となる場合がある。

第6 契約候補者の選定

1 審査方法

- (1) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、更生園再整備事業アドバイザー業務委託企画提案審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、提案参加者の提出書類、ヒアリング及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (3) 審査会は、別表に定める選定基準により総合的な評価を行い、得点が最も高い提案参加者を本業務の契約候補者とする。
- (4) 企画提案が1者であった場合でも審査を行う。
- (5) 前4号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営、選定基準に関し必要な事項は、別に定める。

2 ヒアリング及びプレゼンテーション

- (1) 実施日は令和6年7月下旬とする。
- (2) 日時及び場所等の詳細については、別途連絡する。
- (3) ウェブ会議システムを活用し、オンラインで実施を予定しているので、留意すること。
- (4) 出席者は3名以内とし、業務責任者は必ず出席する。
- (5) 1企画提案20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答(20分程度)を行う。
なお、プレゼンテーション時に、ウェブ会議システムにおける画面共有を使用することも可能だが、本要領第5第4項(5)に記載した資料以外を使用した場合は、失格とする。
- (6) 競合した場合は、企画提案書の提出時における受付順に実施する。

3 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、次の内容を提案参加者全員に書面で通知するとともに、郡山市ウェブサイト公表する。

なお、郡山市ウェブサイトにおいては、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

4 留意事項

ヒアリング又はプレゼンテーション時において、審査会から質問があった事項に対し、回答した内容は、本仕様書と同等の効力を持つものとして取り扱う。提案内容等に記載のない事項を回答した場合や提案内容を補足した回答をした場合等については、契約締結までの間に、変更内容について、速やかに市へ協議を行い、承認を得なければならない。

第7 契約の締結

発注者は、本業務の契約候補者決定後、提出された企画提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容を協議するとともに、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、審査において次点であった提案参加者と改めて協議を行うものとする。

また、契約候補者の決定から契約締結までに、第2参加資格要件第1項第2号に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

第8 その他の留意事項

- 1 プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案参加者の負担とする。
- 2 企画提案書等の提出物は返却しない。また、企画提案書に含まれる著作物の著作権は提案参加者に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 3 提案にあたって著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- 4 企画提案書等の提出後の変更、差替及び再提出は一切認めないものとする。
- 5 次のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
 - (1) 提案上限額を超えた提案
 - (2) 本業務の仕様を満たさない提案
 - (3) 参加意思表明書の誓約事項に虚偽があった場合
 - (4) 企画提案書に虚偽の記載をした提案
 - (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
 - (6) 2通以上の企画提案書によりなされた提案
- 6 本契約期間中に更生園再整備事業に関する予算を計上することを予定しているが、議会において、予算の減額や否決があった場合又はその他行政上の理由により、契約内容の変更又は解除があり得るものとする。
- 7 その他不明な点については、本要領第1第6項「事務担当」まで問い合わせること。

附 則

この要領は、令和6年6月19日から施行し、目的を達成したとき、その効力を失う。

別表 選定基準（第6関係）

評価項目		評価ポイント	配点
企画提案内容 (配点 75 点)	業務の目的	本業務の趣旨及び内容・施設の課題を十分に理解し、目的を達成する提案内容か。	10
	提案内容	目指す姿が実現的なものになるための効果的な提案であるか	5
		PPP/PFI 導入可能性調査業務の再検証、精度を高めるための提案であるか	5
		整備内容の決定、事業手法の決定支援は、事業を実現可能なものにし、実現性・妥当性がある提案であるか	10
		予算確保に向けた支援は、事業を実現可能なものにし、実現性・妥当性がある提案であるか。また業務内の VFM 算定等のノウハウを適切に有しているか	5
		実施方針等の策定については、多様な PPP 手法に対応できるとともに、実現性・妥当性がある提案であるか	5
		その他モニタリングを含め、円滑な業務実施に向けた支援策は妥当性、実現性があるか	5
		民間活力の活用	プレサウンディングの実施については、規模、実施時期、効果がある実施手法であるか。また、民間事業者の参加意向を適切に把握できる提案内容か。
	官民対話業務の実施にあたり、規模、実施時期、効果がある実施手法であるか。また、民間事業者の参加意向を適切に把握できる提案内容か。		10
	事業者の募集支援の規模、実施方法が有効な提案内容か。供用開始までの必要な支援内容が適切か。		5
	施設の効用及び魅力を向上させるため、民間活力の活用につながる有効な提案内容か		5
	付加価値提案	本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	5
	実行力 (配点 20 点)	業務実施体制	業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また、同種業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。
複数年の工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案であるか。			10
業務実績		本業務と同種又は類似の業務実績は十分か。	5
費用対効果 (配点 5 点)	見積額	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。	5
合 計			100